

7-1 公共土木施設の維持管理に係る共同発注支援

担当課:建設産業室
連絡先:024-521-7452

<課題>

- 公共土木施設の維持管理を担う職員の確保
- 公共土木施設の老朽化に伴い、維持管理の業務量が増加

<支援策>

- 市町村と県の公共土木施設の維持管理を共同で発注実施する仕組みづくりを行います。

<効果>

- 持続可能な公共土木施設の維持管理の実現

<支援策の概要>

- ①開催時期 相談の申出に応じて隨時
- ②内容 市町村における公共土木施設の維持管理の現状、課題について伺い、共同で発注実施する仕組みづくりに関する意見交換を行います。
- ③実績（令和2～3年度） 5町村と意見交換を実施

- 職員の事務負担の軽減に繋がると考えています。
- また、建設事業者の減少や小規模化により、維持管理体制の確保に困っている場合についても支援してまいります。
- まずはご相談ください。



支援担当課からのPR

7-2 建築物の再エネ・省エネ（ZEB化）技術支援

担当課: 営繕課
連絡先: 024-521-7527

＜課題＞

- カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進するため、**公共建築物へ再エネ・省エネ（ZEB化）技術を導入したい**が、計画手法が分からない。

＜支援策＞

- 公共建築物への再エネ・省エネ（ZEB化）技術の導入に関して、計画や設計等の技術的支援、ZEB化モデル施設の見学に対応します。

＜効果＞

- 再エネ・省エネ（ZEB化）技術の導入
- 公共建築物の省エネルギー化の推進

＜支援策の概要＞

1 技術的支援

- ①時期 随時（事前に日程調整等をお願いします）
- ②内容 「福島県ZEBガイドライン」に基づき、公共建築物への再エネ・省エネ（ZEB化）技術の導入に関して、計画や設計等の技術的支援を行います。

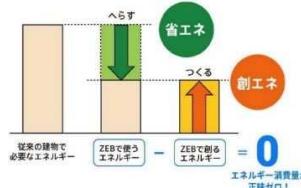
2 ZEB化モデル施設の見学

- ①時期 随時（希望日の1ヶ月前までにお申込みください）
- ②場所 須賀川土木事務所（ZEB（※）化モデル施設）
- ③内容 施設を見学しながら、再エネ・省エネ技術の概要、運用状況等を説明します。

見学人数は制限させていただきます。

- ④実績 令和4年度 市町村の見学受入れ1件

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは
省エネで消費エネルギーを減らし、創エネ（太陽光発電などの再エネ）でエネルギーを
創ることで、年間の消費エネルギーの収支を
ゼロにすること[エネルギーの自立]



(環境省ホームページ ZEB PORTALサイトより転載)

須賀川土木事務所（ZEB化モデル施設）
東北庁舎初「Nearly ZEB認証」取得



●一緒に消費エネルギーの少ない公共建築物の整備を目指しましょう！！



支援担当課からのPR

7-3 汚水処理事業の広域化・共同化に係る支援

担当課:下水道課、市町村財政課、一般廃棄物課、農村基盤整備課、森林整備課
連絡先:024-521-7515 (下水道課)
024-521-7060 (市町村財政課)
024-521-7249 (一般廃棄物課)
024-521-7417 (農村基盤整備課)
024-521-7430 (森林整備課)

<課題>

- 令和4年度に策定した広域化・共同化計画に基づき、着実な推進を図ることが課題。

<支援策>

- 市町村等と連携し、事業マネジメントを行います。
- 計画箇所の進捗状況や先進事例などの情報共有の場として、検討会及び方部会を開催します。

<効果>

- 広域化・共同化に取り組むことによる経営効率の向上
- 長期的に持続可能な事業経営の確立

<支援策の概要>

1 汚水処理事業の広域化・共同化に係る検討会及び方部会

①開催時期：令和6年9月頃予定

②内容：県内の汚水処理事業を実施している市町村等を対象に広域化・共同化計画の検討会及び方部会を開催し、計画の進捗状況や先進事例などの情報を提供する。

③実績：令和5年度は、9月に全体会を開催し、9月から2月に方部会を開催しました。

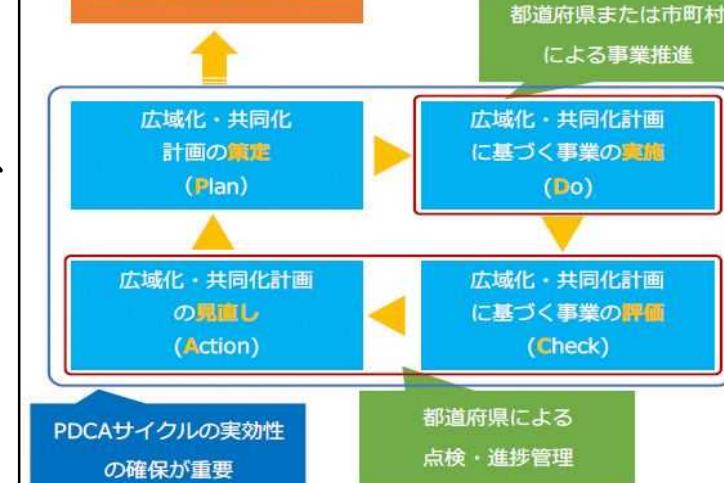
2 PDCAサイクルを考慮した事業マネジメント

・広域化・共同化メニューの着実な推進のために、県、市町村等の役割を明確にし、PDCAサイクルを考慮した事業マネジメントを継続的に行っていく。

・市町村等の進捗状況を確認し、フォローアップを継続的に行い、PDCAサイクルの実効性を確保する。

広域化・共同化計画のスパイラルアップ

PDCAイメージ図



検討会等で、汚水処理施設の事業運営について、一緒に考えてみませんか！！



支援担当課からのPR

7-4 土地収用法に基づく事業認定申請の手続支援

担当課:用地室
連絡先:024-521-7464

<課題>

- 事業の認定を受けたいが、事例が少なく、手続きについて不明な点が多い。

<支援策>

- 電話や訪問等により相談を受け付け、認定までの手続きや期間等についてアドバイスします。

<効果>

- 事業の円滑な認定と実施。

<支援策の概要>

- ①時期：隨時
- ②場所：用地室（福島県庁本庁舎4階）での相談対応を行うとともに、状況に応じて各市町村へ伺います。
- ③内容：これまで県に申請された事例等を基に、相談を受けた事例について、申請内容・手続き・期間など、事前相談から認定まで、継続してアドバイスいたします。
- ④実績：令和5年度認定 1件（R6.1.4時点）、令和4年度2件、令和3年度認定 1件、令和2年度認定 3件 ほか。
なお、H24からの認定一覧が用地室ホームページに掲載されています。（随時更新）
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41005b/jigyouintei-01.html>)

- 土地収用法における事業認定の手続は、事例ごとに、認定の可否や申請内容などが大きく変わるため、市町村単独での申請書作成はとても大変です。
- 「事業が土地収用法に該当するか?」、「認定までに必要な手續や期間は?」など、疑問があれば御連絡ください。



支援担当課からのPR

7-5 市町村道事業の県代行

担当課:道路管理課
連絡先:024-521-7503

<課題>

- 地域間を結ぶ主要な道路を整備したいが、財政力が乏しく予算確保が困難
- 工事に高度な技術力が必要

<支援策>

- 市町村道の新設または改築に関する工事を県が市町村に代わって実施します。

<効果>

- 地域間交流の促進
- 産業の振興
- 医療支援
- 防災力の強化

<支援策の概要>

- 特別立法（過疎、山村、特豪）に該当する地域内の道路整備を促進するため、国土交通大臣が指定する基幹的な市町村道の新設及び改築に関する工事（舗装工を除く。）を市町村に代わって県事業として行うものです。
- 県では、その道路の重要性、整備効果、技術的難度、当該市町村の財政力や技術的能力等を考慮し、代行することが適当と認められる市町村道について、過疎地域活性化計画、山村振興計画、豪雪地帯対策基本計画に基づき、国の交付金等を活用しながら事業を実施していく方針です。

表 特別立法地域内の県代行事業

種別	対象と内容
過疎代行	過疎地域における基幹的な市町村道（※1）の新設及び改築 (※1　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条第1項による基幹道路)
山村代行	振興山村における基幹的な市町村道（※2）の新設及び改築 (※2　山村振興法第11条第1項による基幹道路)
特豪代行	特別豪雪地帯における基幹的な市町村道（※3）の改築 (※3　豪雪地帯対策特別措置法第14条第1項による基幹道路)

県代行事業での整備事例（西会津町）



大規模な構造物があるなど技術的難度の高い工事などを県が代わって実施することで市町村を支援します。
まずは最寄りの建設事務所にご相談ください。



支援担当課からのPR

7-6 立地適正化計画策定に係る支援

担当課:都市計画課
連絡先:024-521-7045

<課題>

- 人口減、高齢化を背景とした問題が顕在化(空き家、空き地、公共交通の空白化等)、持続可能な都市経営が必要
- 計画策定の財源や人材が不足
- 施設の老朽化等公的不動産(公共施設、公有地等)の活用が進まない

<支援策>

- 地域特性に応じた計画策定支援(現状分析・目標設定等)
- 国と連携し先行都市の事例やノウハウを提供、国費活用(10/10割調査費※条件あり)
- 都市再生事業等の活用による公共施設の再配置や公的不動産活用に向けた民間投資の呼込み等への助言

<効果>

- 都市・居住機能の誘導と公共交通ネットワークの連携による持続可能な都市づくりが実現
- 国・県と連携して政策実行
- 公共施設の再配置や居住・福祉など民間施設や活動が活発化

<支援策の概要>

1 市町村への情報提供・情報共有(説明会、勉強会等)

- ①制度・予算等の最新情報を説明します。
- ②国と合同で計画策定を支援します。
- ③定期的に計画策定の意向を確認します。
- ④都市づくりの課題や対応策等の意見交換。
- ⑤市町村からの相談を隨時受付。

【実績】県内都市計画担当課長会議(毎年44市町村)

【実績】立地適正化コソルティング(毎年、R1:3市町)

【実績】国の調査に合わせ確認(年3回、3月/7月/12月)

【実績】市町村を訪問(WEB併用)(R4:11市町村、R3:44市町村)

【実績】立地適正化計画の着手や検討内容に助言(R2:2市1町)

2 計画策定委員会への職員派遣

- ①各市町村が設置する策定委員会等へ職員を派遣します(委員やアドバイザー等)

3 国との協議への同行

- ①国との協議や打合せに同行し、都市計画の推進及び広域行政機関の立場で技術的助言等実施します。

「立地適正化計画」を策定し、土地利用(都市・居住機能誘導)と公共交通網との連携や、防災まちづくりを踏まえた安全で住みやすい持続可能な都市を実現しましょう。



※支援対象:都市計画で用途地域を設定する市町村(31市町村)

※立地適正化計画(県内):策定済み(11市町)、策定・見直し中(3市町村)など
(R5.12月末時点)

支援担当課からのPR

7-7 市町村耐震化支援チームによる技術的支援

担当課:建築指導課
連絡先:024-521-7523

<課題>

- 市町村における建築技術職員が不足
- 市町村有建築物等の耐震化のため技術的対応が必要

<支援策>

- 耐震診断・耐震改修に関する支援を必要としている市町村に対し、技術的支援を行います

<効果>

- 市町村有建築物の耐震化の推進
- 建築物の安全・安心の確保

<支援策の概要>

各建設事務所において、建築住宅部職員（一級建築士）を構成員とする『市町村耐震化支援チーム』を設置し、技術的支援を実施

①相談対応（随時）

- ・市町村有建築物の耐震化に向けた耐震診断・耐震改修の計画、事業実施に関すること
- ・市町村が行う民間建築物の耐震化補助に関すること
- ・市町村耐震改修促進計画の改定に関すること 等

②担当者会議（年度当初）

- ・建築物の耐震化に関する各種情報を共有（国や県の補助事業、関係法令・制度に関するここと等）

市町村担当者説明会



耐震化支援チームが、市町村の施設の耐震化や耐震改修促進計画づくり等を応援します！



支援担当課からのPR

7-8 市町村道の管理についての技術的支援

担当課:道路管理課
連絡先:024-521-7503

<課題>

- 道路の管理において、技術職等の専門職が少ない(いない)ため、技術的に不安がある。

<支援策>

- 道路の管理について、企画、設計計画、工事監理、法定手続きなどにおける専門的分野において、技術的助言を行います。

<効果>

- 職員の技術力の向上
- 行政サービスの向上
(インフラの安定的な持続)

<支援策の概要>

- 市町村道の管理※について、企画、設計計画、工事監理、法定手続きなどにおける専門的分野において、技術的助言を行います。
※ 管理…新設、改築、維持、修繕、災害復旧、道路法上の事務手続等
- 『設計計画を委託した建設コンサルタントから複数の提案を受けたがどのように判断し、どれを採用したら良いかわからない』、『工事請負業者から施工方法の変更の協議があつたが、妥当性が判断できない』など、専門的分野においてアドバイスが欲しい時、隨時、ご相談ください。

現地調査の様子



県土木部の専門性を活かした技術的助言を行います。
各建設事務所(窓口:企画調査課)に遠慮なくご相談ください。



支援担当課からのPR

<課題>

- 道路橋は数が多く、維持していくには適切な点検・診断が不可欠だが、技術職が少ない(いない)ため、技術的に不安がある。

<支援策>

- 市町村職員を対象に、道路橋の点検・診断に必要な知識及び技能の習得を目的とした橋梁点検の研修会を開催します。

<効果>

- 職員の技術力の向上
- 行政サービスの向上
(インフラの安定的維持)

<支援策の概要>

- 開催時期 6月～8月にかけ、中通り、浜通り、会津地方で各1回、計3回開催予定
- 内容
 - ・午前(2時間程度) 橋の構造、点検（点検方法、点検記録の記入等）、診断についての座学
 - ・午後(3時間程度) 実際の橋梁を使った点検、診断の実地演習、点検記録作成演習
- スケジュール
開催日の約1カ月前に、参加の希望の照会をします。
(他地方での参加も可能です。)
- 実績
(令和5年度)
 - 第1回(中通り) 参加者数 19名 (10市町村)
 - 第2回(会津) 参加者数 30名 (7市町村)
 - 第3回(浜通り) 参加者数 7名 (3市町村)
 - 第4回(Web) 参加者数 26名 (20市町村) 座学のみ

橋梁点検研修会



(実地)



(座学)

橋の構造についての基本知識から、点検・診断に必要な知識及び技能まで習得できるような研修会となっていますので、是非ご参加ください。

支援担当課からのPR

7-10 都市計画決定（変更）に係る支援

担当課:都市計画課
連絡先:024-521-7045

<課題>

- 都市計画の運用には専門性が求められ、専門職が少ない町村では適切な運用が困難

<支援策>

- 構想段階から手続きに至るまで、技術的なアドバイスを行います。

<効果>

- 適時適切な都市計画の運用により、行政サービスの向上に繋げます。

<支援策の概要>

- ①受付時期 : 随時受付けておりますので、支援担当課へ申し込みください。
- ②内容 : 最新の国の動向（予算面を含む）や、他県及び県内市町村の事例等をベースに、まちづくりや都市計画の構想段階から、都市計画決定（変更）の手続きについて、市町村のニーズに応じた具体的なアドバイスを行います。
- ③方法 : 電話にて受付 → WEB会議等により状況把握
→各種情報提供及び技術的なアドバイス → 都市計画の手続き

- 「防災・減災」や「脱炭素」、「データの活用」など、都市計画は大きな転換期を迎えてます。
- これらのトレンドを踏まえ、都市計画をうまく活用し、これからのまちづくりに繋げていきましょう。



支援担当課からのPR

<課題>

- 土木及び建築の専門職が少ない（いない）市町村においては、工事の発注や監理の適切かつ効率的な執行に不安がある。

<支援策>

- 県職員を対象とする
土木及び建築に係る専門研修
の一部を受講可能とし、
専門的な知識の習得機会を
提供します。

<効果>

- 専門知識の習得により、
適切かつ効率的な土木・
建築行政の執行に繋げます。

<支援策の概要>

- ①受付時期 : (一財)ふくしま市町村支援機構が土木部専門研修の開催に合わせて、随時照会します。
- ②内容 : (一財)ふくしま市町村支援機構が行っている市町村職員の専門研修では対応しきれない内容について、市町村のニーズに応じて、県土木部専門研修の科目を選択して参加いただきます。主な研修コースは、工事監督（監理）業務、用地事務、戦略的な維持管理（長寿命化計画）、行政建築技術（業務で必要な資格取得に向けた基礎知識）等となります。受講方法は、オンライン（ZOOM）での実施を基本とし、科目を選択して受講いただけますので、効率的に専門知識を習得することが可能です。
- ③申込方法 : 1. 委託先である(一財)ふくしま市町村支援機構総務課から各市町村へ照会
2. 各市町村は、希望する科目を選択してふくしま市町村支援機構へ回答

●インフラの整備や維持管理などの土木・建築行政の執行には、専門知識が必要不可欠となります。

●各市町村の実情に応じて、県の土木部専門研修を上手に活用し、適切かつ効率的な土木・建築行政を進めていきましょう。



支援担当課からのPR

7-12 景観アドバイザー派遣

担当課:自然保護課
連絡先:024-521-7251

<課題>

- 公共施設を計画する際、周辺の景観に調和したものとしたい。
- 景観計画を策定したいが、ノウハウが分からぬ。



<支援策>

- 建築、土木、造園などの専門家を助言者として派遣します。

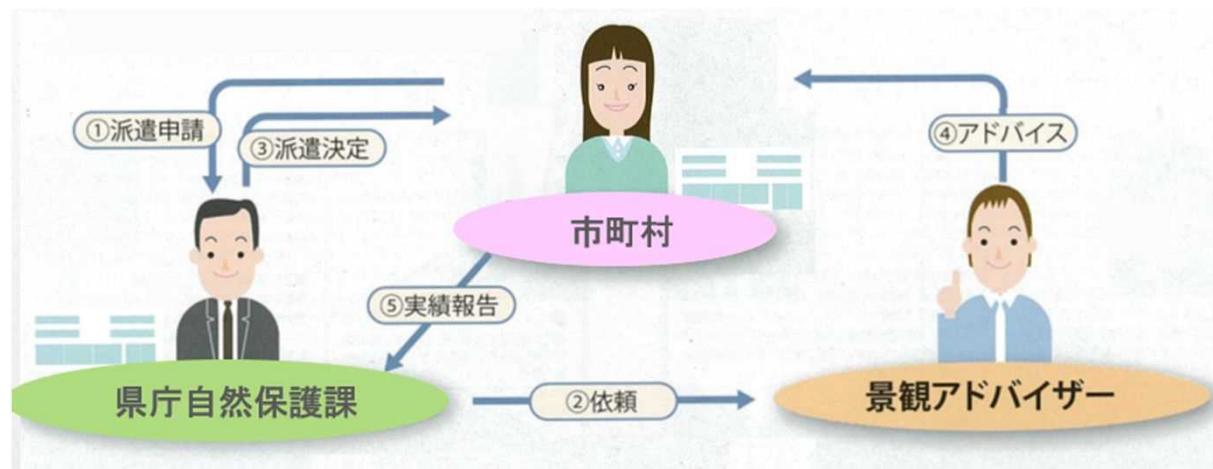


<効果>

- 地域の特性にふさわしい良好な景観形成が図れる

<支援策の概要>

- 1 景観アドバイザー派遣のための旅費が補助対象
(報償費(講師料)は各市町村で負担)
- 2 景観アドバイザー派遣手続きの流れ



<活用事例>

景観づくりのためのワークショップ



色彩の検討や、職員の研修など、景観に関することなら、どんなことでも活用可能です。



支援担当課からのPR

7-13 用地取得業務支援

担当課:用地室
連絡先:024-521-7464

<課題>

- 公共事業の用地取得における困難案件対応について事例や経験者が少なく円滑な用地取得が困難

<支援策>

- 県における事例の紹介や補償基準の解釈を助言することで円滑な用地取得を支援します。

<効果>

- 円滑な事業推進
- 用地業務のノウハウの蓄積

<支援策の概要>

- ①時期: 隨時
- ②内容: 質問票や図面等の関係資料を用地室宛メールで送付してください。
用地取得における疑問について、用地室で内容を確認の上、回答します。
- ③実績: 令和5年度15件 (R6.1.4時点)

- 用地取得にあたり、「〇〇の場合、どんな補償が必要?」などの疑問があれば、まずは気軽に相談してください。
- 県における事例の紹介や基準の解釈についてアドバイスします。



支援担当課からのPR

7-14 災害復旧技術専門派遣事業

担当課:河川整備課
連絡先:024-521-7483

<課題>

多くの自治体
→マンパワーや実務経験を
積んだ技術者が不足
→被災状況調査の遅れや
災害復旧方針作成に苦慮

<支援策>

災害調査や復旧工法、その他災
害復旧事業に携わる職員育成の
ための研修講師などの技術的支
援・助言を実施

<効果>

迅速かつ的確な災害復旧事業促
進に寄与

<支援策の概要>

①災害調査に関する支援

- 申請に必要となる調査に関する事項
- 対策工法検討のための調査に関する事項
- 被災原因把握のための調査に関する事項

②復旧工法に関する技術的支援

- 応急復旧に関する事項
- 本復旧工法に関する事項
- 改良復旧に関する事項

③その他

- 災害復旧制度及び申請に関する事項
- 災害復旧事業に携わる職員育成のための研修講師
- その他、災害復旧に関する事項

災害現場では迅速かつ的確な対応が求められます。

しかし、いざ災害が発生してしまった場合、技術者のマンパワーや実務経験を積
んだ技術者が不足していることから、自治体での災害対応が大きな負担となっ
いるのが現状です。

(公社)全国防災協会で実施している災害復旧技術専門家派遣制度では、迅
速かつ的確な公共土木施設の災害復旧に備え、経験豊富な災害復旧技術専
門家を登録・認定しており、要請に応じて技術的な支援・助言を行う体制を整
えております。



支援担当課からのPR